

日医発第 1544 号(情シ)(保険)
令和 6 年 12 月 9 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

**令和 6 年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る
医療機関等助成事業」の実施について（再周知依頼）**

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 6 年 10 月 10 日付 日医発第 1208 号(情シ)(保険)「令和 6 年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の実施について（周知依頼）」にて、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に係る助成金（「令和 6 年 3 月 2 日から令和 6 年 3 月 31 日までに医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局」が対象）についてお知らせしました。

この度、令和 6 年 4 月 1 日以降に改修を行った医療機関等も、令和 6 年 12 月 11 日以降、助成事業の対象となり、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【助成金について】

医療扶助のオンライン資格確認導入に係る助成金の詳細につきましては、下記 URL からご確認ください。

https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

・申請期間

令和 6 年 12 月 11 日（水）～当分の間

※具体的な申請期日は、決まり次第別途案内がなされます

・助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局

※申請受付開始時期以降、「令和 6 年 3 月 2 日から令和 6 年 3 月 31 日までに改修を行った」という改修時期に関する要件を撤廃。

※申請時に、改修に係る領収書・（必要に応じて）領収書内訳書が必要となりますので、ご準備できた段階で医療機関向け総合ポータルサイトより申請下さい。

【その他のお知らせ】

12月5日（木）から12月10日（火）までの間、オンライン請求用端末を利用してオンライン請求システムにアクセスした際のポップアップにおいて、「令和6年度の補助金申請は、令和6年3月2日から令和6年3月31日までにシステム改修を実施した医療機関等の申請を先行して受付しています」とのお知らせとともに、申請期限が令和7年2月1日である旨記載されていますが、12月11日（水）以降は先述の「申請期間」、「助成金申請対象医療機関等」のと通りの取扱いに変更するものです。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室
TEL：03-5253-1111（内線 2829）

【別添資料】

- ・事務連絡：令和6年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の実施について（再周知依頼）
- ・医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き

事 務 連 絡
令和 6 年 1 2 月 4 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

令和 6 年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等
助成事業」の実施について（再周知依頼）

平素より、生活保護行政の推進につき格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当課におきましては、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた環境整備を推進していくため、医療機関等におけるレセコン等に係る改修費用等の助成を行う「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」を実施しているところですが、本年度分につきましては、11 月 5 日（火）より、まずは令和 6 年 3 月 2 日から令和 6 年 3 月 31 日までに改修を行った医療機関等であることを要件に実施しており、貴会には周知にご協力をいただいているところです。

今般、申請状況等諸般の状況に鑑み、当該要件を撤廃し、下記のとおり実施することとしております。

つきましては、本事業の実施について、改めて貴会会員への周知にご協力を賜りますよう、お願いいたします。

記

1. 申請受付開始時期

令和 6 年 12 月 11 日（水）から開始

2. 申請期限

当分の間

※ 具体的な期日については、追ってお示しいたします。

3. 助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局

- ※ 1の申請受付開始時期以降、「令和6年3月2日から令和6年3月31日までに改修を行った」という改修時期に関する要件を撤廃。
- ※ 申請時に、改修に係る領収書・（必要に応じて）領収書内訳書が必要となりますので、ご準備できた段階で医療機関向け総合ポータルサイトより申請下さい。

4. その他のお知らせ

12月5日（木）から12月10日（火）までの間、オンライン請求用端末を利用してオンライン請求システムにアクセスした際のポップアップにおいて、「令和6年度の補助金申請は、令和6年3月2日から令和6年3月31日までにシステム改修を実施した医療機関等の申請を先行して受付しています」とのお知らせとともに、申請期限が令和7年2月1日である旨記載されていますが、12月11日（水）以降は1から3までのとおりの取扱いに変更するものです。

【照会先】 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室 TEL：03-5253-1111（内線 2829）
--

令和6年3月スタート

生活保護を受給されている方の 医療券 / 調剤券の資格確認が オンラインで可能となります

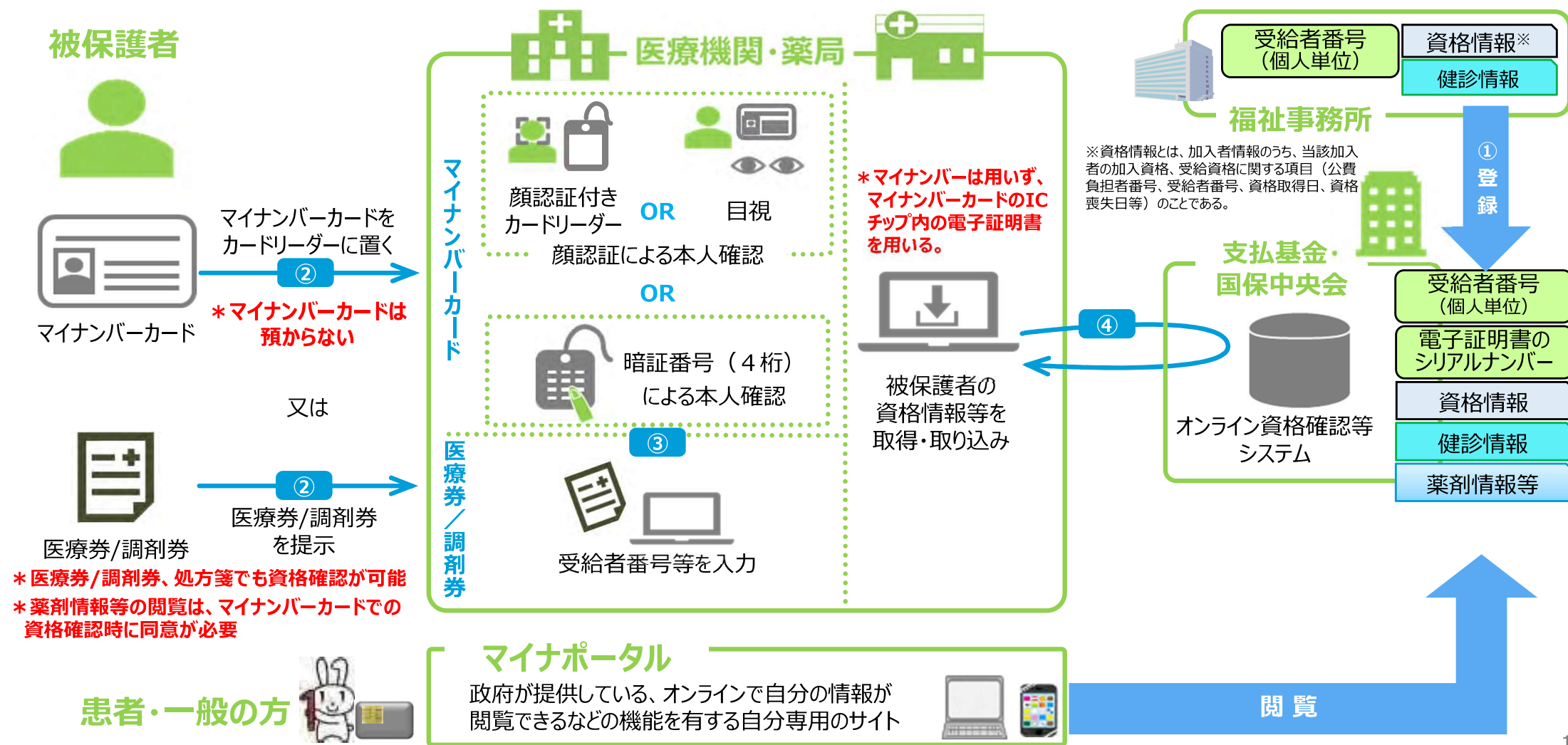
～医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き～

【医療機関・薬局の方々へ】

令和6年9月改訂版
厚生労働省社会・援護局

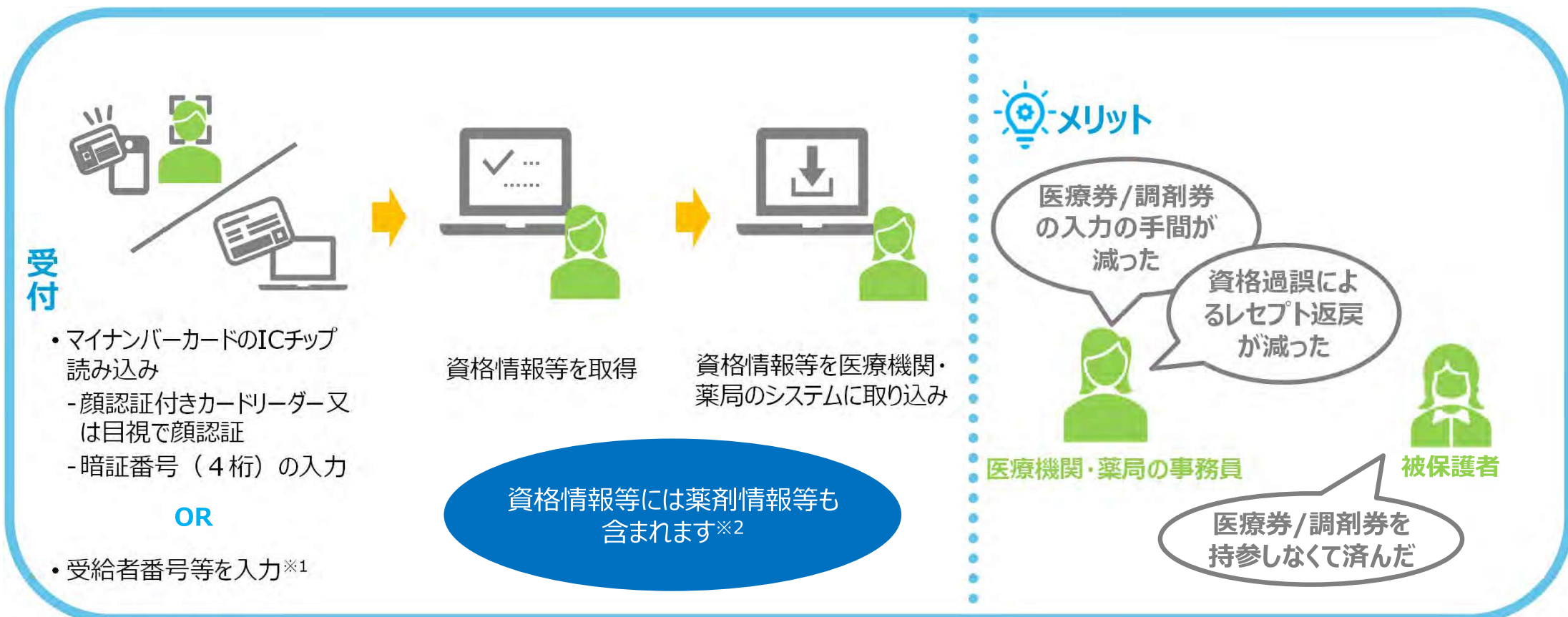
医療扶助におけるオンライン資格確認の導入について

- 医療機関・薬局の窓口で、**生活保護受給者（以下「被保護者」という。）の方の資格情報等（医療券・調剤券情報を含む）がオンラインで確認**できるようになり、手入力による手間や未委託であることを検知できず受診等した場合のレセプト返戻等による**事務コストが削減**できます（未委託の場合は、確認できる情報に制限あり）。
- 薬剤情報や診療情報（以下「薬剤情報等」という。）、健診情報についても医療機関・薬局で閲覧できるようになり、**被保護者へより良い医療を提供できる環境**に変わります。



医療機関・薬局で変わること

- 被保護者の資格情報等をオンラインで確認することにより、医療機関・薬局の窓口で直ちに資格確認ができるようになります。
- 福祉事務所から委託を受けている被保護者の資格情報等を即時にシステムで確認・取得することが可能になり、窓口の入力の手間が減ります。また、手入力ミスによる資格過誤を原因とするレセプト返戻も減ります。
- 被保護者の同意があれば、医療機関・薬局の場で薬剤情報等が閲覧可能になります。



※1 受給者番号等で資格確認を行う場合には、提示された医療券/調剤券が有効かどうかを確認します。有効な場合は資格確認端末/レセプトコンピュータから医療券/調剤券情報を取得し、有効ではない場合は福祉事務所に架電確認を行っていただく必要があります。

※2 薬剤情報等の取得は、マイナンバーカードで資格確認を行い、被保護者の同意があった場合のみとなります。

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に際して

- 医療保険のオンライン資格確認に対応した医療機関等システム基盤を整備している場合は、既存の医療機関等システムの活用や、医療扶助のオンライン資格確認導入の補助金により、**機器やシステムの導入コスト※1が削減**されます。
- 医療扶助のオンライン資格確認を導入することで、**医療扶助独自のメリットを享受**いただけます。
- ほかのオンライン資格確認の関連施策（電子処方箋、訪問診療等）と同時期に導入できる場合※2は、各種テスト等を同時並行で進めることにより**対応に要する作業負担が軽減**される可能性があります。

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入時のポイント

① 医療保険のオンライン資格確認対応の医療機関等システム基盤活用等で導入コストが削減可能



- 医療保険のオンライン資格確認に対応した医療機関等システム基盤を活用することで、**新たな機器の調達やシステムの刷新※3が不要**
- 機器調達やシステム刷新が不要なので、**導入コストの削減が可能**（医療扶助のオンライン資格確認導入に係る**補助金申請も可能**）

② 医療扶助のオンライン資格確認における独自のメリットが享受可能



- 未委託の医療機関・薬局受診等の際の福祉事務所への医療扶助の利用可否確認の確実な実施や、福祉事務所側における情報登録の遅延、未委託による受診等の場合に、福祉事務所が事後的に登録した情報が被保護者からの再来院等不要で閲覧可能になるなど、**医療扶助独自のメリットを受けることが可能**

③ 関連施策との同時並行作業により作業負担が軽減可能



- ほかのオンライン資格確認関連施策（電子処方箋、訪問診療等）と導入時期が重なるため、**各種テスト等を同時に実施することが可能**になる場合がある
- 各種テスト等を同時に行うことで**導入対応に要する作業負担が軽減される可能性**がある

※1 システム事業者へ求めるオプション内容（立会い要望など）などで導入時の費用が発生しますので、導入時に必要とされる対応内容について、システム事業者とご相談ください。

※2 各種テスト等の同時並行作業の実施に当たっては、ほかのオンライン資格確認関連施策のスケジュールを確認の上、システム事業者と調整していただく必要があります。

※3 医療扶助のオンライン資格確認をレセプトコンピュータと連携させる場合は、医療機関等のレセプトコンピュータを改修いただく必要があります。

医療機関・薬局におけるメリット

- 医療扶助におけるオンライン資格確認導入による医療機関・薬局のメリットは以下のとおりであり、**医療扶助における独自のメリット**として、「未委託の資格確認の把握」、「医療券/調剤券情報及び資格情報の一括取得」があります。

No.	医療扶助 独自	医療保険 共通	メリット	概要
1	○		未委託の資格確認の把握	オンライン資格確認時に、未委託の医療機関・薬局においては未委託の資格確認である旨が表示されるため、未委託の資格確認時に必要となる 医療機関・薬局から福祉事務所への医療扶助の利用可否確認を確実に行うことができます。
2	○		医療券/調剤券情報及び資格情報の一括取得	医療券/調剤券情報及びひも付く資格情報の一括取得が可能 となり、福祉事務所側における情報登録の遅延、未委託による受診等の場合においても、 福祉事務所が事後的に登録した情報を、被保護者の再来院なしで閲覧することが可能 になります。
3		○	医療券/調剤券の入力の手間削減	マイナンバーカードを用いてオンライン資格確認を行うことで、被保護者の資格情報を自動的に医療機関等システムで取り込むことができるため、入力の手間が削減できます。
4		○	資格過誤によるレセプト返戻の作業削減	福祉事務所から委託を受けている被保護者の資格情報等を即時にシステムで確認・取得することが可能になることで、手入力ミスによる資格過誤を原因とするレセプト返戻が減り、窓口業務が削減できます。
5		○	薬剤情報等の閲覧	被保護者の薬剤情報等を閲覧できます。被保護者の意思を確認した上で、有資格者等が閲覧できます。また、被保護者の服用中の薬剤を一元的に把握し、重複投薬等の解消提案をすることが可能になります。
6		○	災害時における薬剤情報等の閲覧	災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報等を閲覧できます。
7		○	診察券としての利用	資格確認端末と医事会計システムが連動することで、マイナンバーカードのみで資格確認だけでなく診察券としても利用でき、窓口の診察券確認の手間が削減されます。
8		○	診療情報を踏まえた医療等の実現	被保護者が過去に受診した医療機関名や診療実績を閲覧することで、問診・診察時のコミュニケーションの円滑化、重複検査の抑止等による被保護者の負担削減や健康状態を踏まえた医療等が実現できます。

医療扶助独自のメリット① 未委託の資格確認の把握

- 未委託の医療機関・薬局でオンライン資格確認を実施した場合には、**未委託※1の資格確認である旨を表示する**ため、未委託の資格確認時に必要な医療機関・薬局から福祉事務所への医療扶助の利用可否確認※2を確実に行うことができます。

<通常パターン>

委託先の医療機関・薬局での
資格確認時の表示画面イメージ

○：この資格は有効です。

照会番号：0000001

公費負担者番号：12000001 福祉事務所名：〇〇市福祉事務所
受給者番号：1010001

氏名：生保 一郎 性別：男 生年月日：平成2年1月15日

医療券/調剤券別：医療券 診療年月：令和6年7月

指定医療機関名：●●医療機関 単独/併用別：単独

有効開始年月日：令和6年7月1日

有効終了年月日：令和6年7月31日

傷病名1：XXX 傷病名2：XXX 傷病名3：XXX

<未委託のパターン>

未委託の医療機関・薬局での
資格確認時の表示画面イメージ

○：この資格は有効です。（医療券/調剤券情報が未登録です。）

照会番号：0000001

公費負担者番号：－ 福祉事務所名：〇〇市福祉事務所
受給者番号：－

氏名：生保 一郎 性別：男 生年月日：平成2年1月15日

医療券/調剤券別：－ 診療年月：－

指定医療機関名：－ 単独/併用別：－

有効開始年月日：－

有効終了年月日：－

傷病名1：－ 傷病名2：－ 傷病名3：－

未委託の状態での
診療報酬請求を防止するために
公費負担者番号・受給者番号
を連携しません

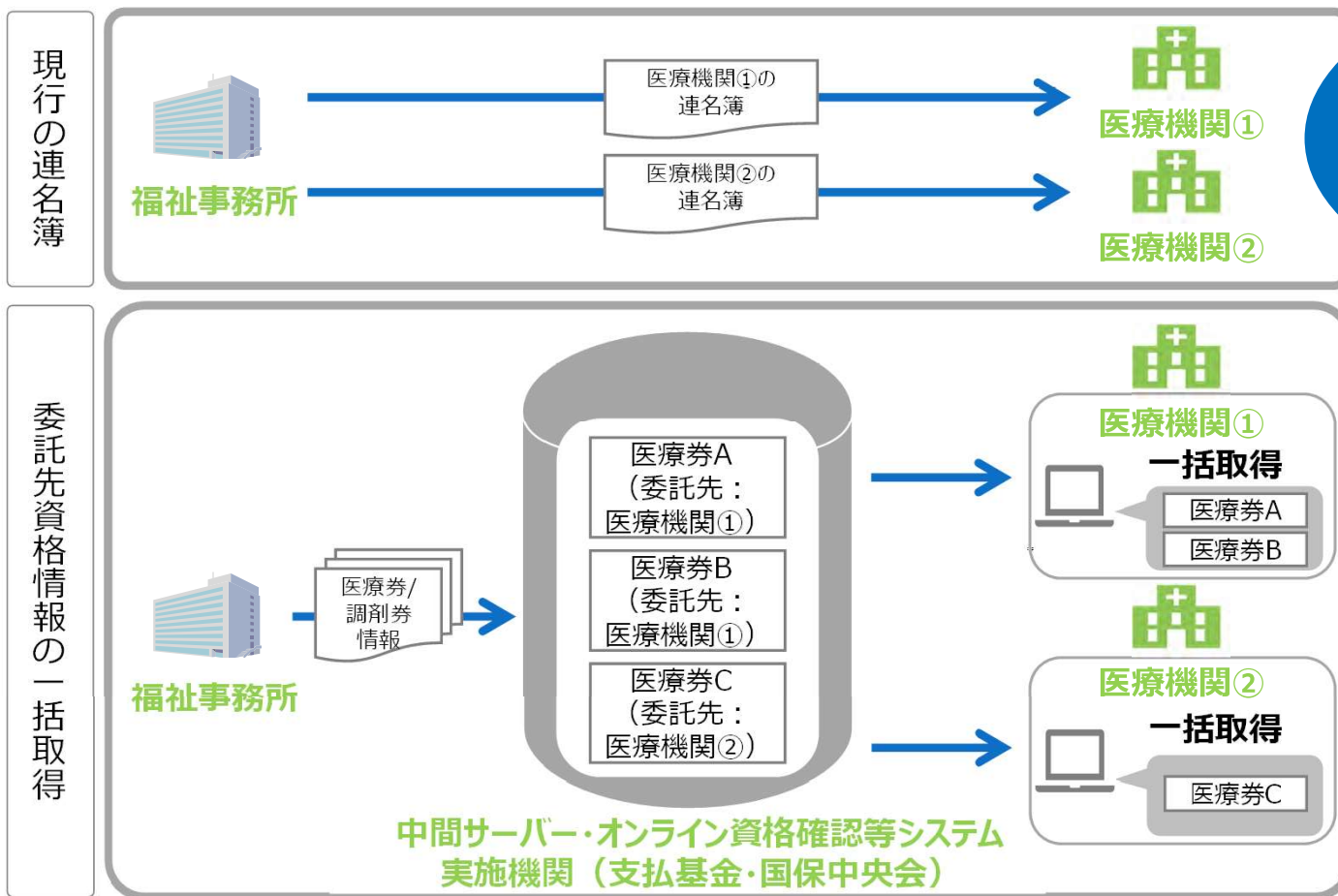
※1 医療扶助においては、被保護者が受診等を行う医療機関・薬局を、事前に福祉事務所が決定・委託する仕組みになっています。

※2 未委託の医療機関・薬局に被保護者が来院した際に、受診等の可否を医療機関・薬局から福祉事務所へ電話等で確認を行っている運用のことを指します。5

医療扶助独自のメリット② 医療券/調剤券情報及び資格情報の一括取得

- 自医療機関・薬局が委託先として登録されている**医療券/調剤券情報及びひも付く資格情報をオンラインで一括取得でき、レセプトコンピュータに連携することによって自動で取り込める**ようになります。
- 福祉事務所側における情報登録の遅延、未委託の医療機関・薬局での受診等の場合においても、福祉事務所が事後的に登録した情報について、被保護者の再来院なしで**被保護者の情報の閲覧が可能**になります。

委託先資格情報を一括で取得する仕組み（イメージ）

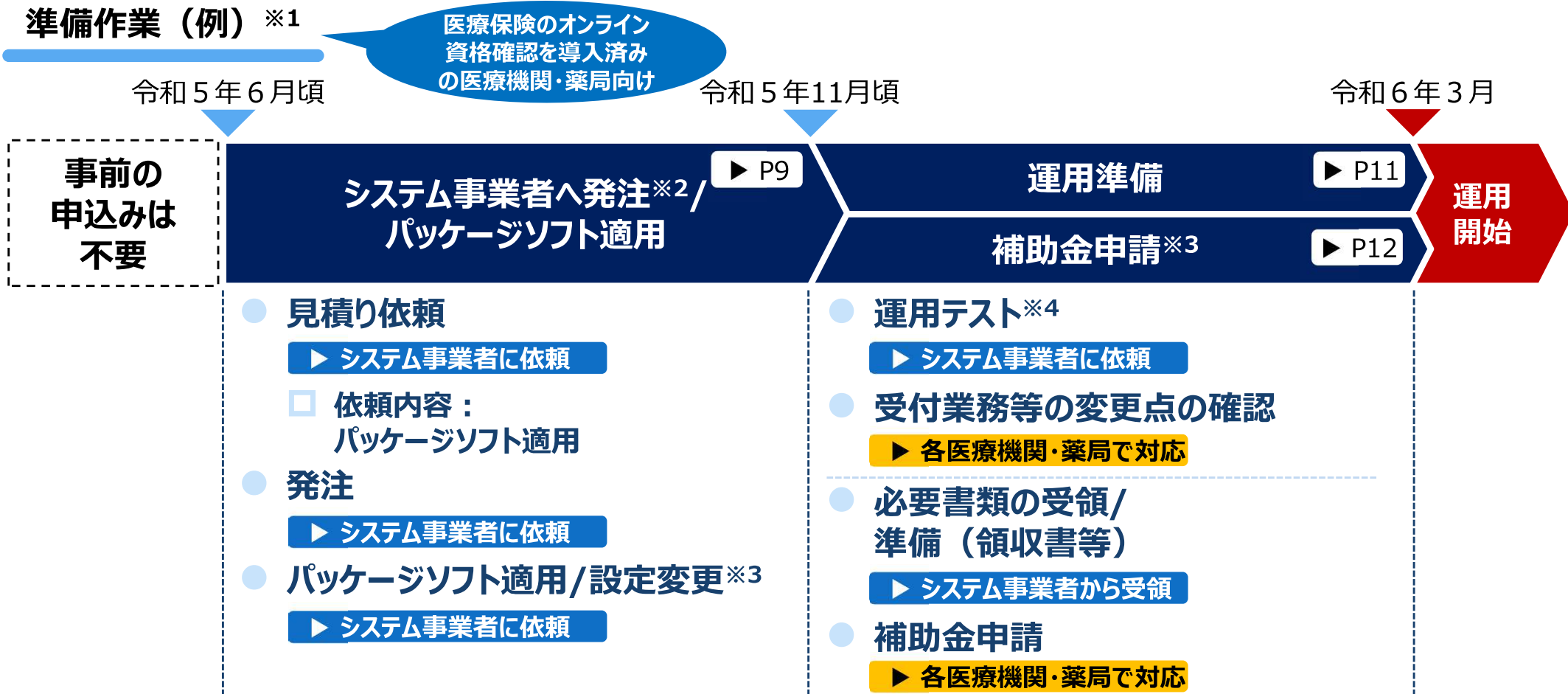


医療などの委託を受けていない状態で受診等があり、事後的に福祉事務所にて医療券/調剤券情報の登録が行われた場合にも、一括取得の対象となる。

医療扶助におけるオンライン資格確認導入のための準備

○ 医療扶助におけるオンライン資格確認導入に向け、**システム事業者に相談の上、導入に必要な作業をご確認ください。**

準備作業（例）※1



現在、医療保険のオンライン資格確認を未導入、又は導入作業を開始した医療機関・薬局については、システム事業者に対し、**医療扶助におけるオンライン資格確認を併せて導入したい旨をご相談・ご依頼**ください。

※1 記載しているスケジュールは目安であり、システム事業者ごとにスケジュールは異なります。また、運用開始後も医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療機関・薬局では紙の医療券/調剤券による運用となります。

※2 システム事業者の対応スケジュール等により、所要時間が異なるため、お早めにシステム事業者にご相談ください。

※3 補助金の申請受付時期は、医療機関等向け総合ポータルサイトでお知らせします。なお、申請に当たっては、システム改修等の完了等が要件となります。詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top

※4 立会いの有無など必要な対応が異なる場合があるため、システム事業者にご確認ください。

(参考) 医療機関・薬局の作業範囲の整理

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たっては、医療保険のオンライン資格確認の導入が済んでいれば、医療機関等システム基盤（資格確認端末/顔認証付きカードリーダー）及びネットワーク（オンライン請求回線）を可能な限り活用できるため、**導入に係る負担は削減**されます。
- **医療機関・薬局において必要になる作業は、医療保険と医療扶助の差分に係るシステム改修対応**となります。
- 上記を踏まえた上で、医療機関・薬局における作業範囲は以下のとおりです。

作業項目		「医療扶助のオンライン資格確認」導入時
オンライン資格確認等の機器 (資格確認端末、カードリーダー)	資格確認端末等の設定	作業不要 ※医療保険のオンライン資格確認導入済み ※資格確認端末のアプリケーションは自動配信
	資格確認端末等の設置 初期セットアップ	作業不要※1 ※医療保険のオンライン資格確認導入済み
既存システム (レセプトコンピュータ、電子カルテシステム、薬局システム)	医療扶助のオンライン資格確認 対応版パッケージソフト適用	医療機関・薬局ごとに対応が必要
	業務上の操作確認	医療機関・薬局で実施することも可能 ※システム事業者とご相談ください
ネットワーク	ネットワーク敷設	作業不要 ※医療保険のオンライン資格確認導入済み

※1 オンライン資格確認の画面の環境設定（管理者アカウントでログイン）で「医療扶助」を「利用する」に変更いただく、もしくは、レセプトコンピュータから環境設定更新インターフェイスで「医療扶助」を「利用する」に変更いただく必要があります。

1

見積り依頼※1

▶ システム事業者へ依頼

- システム事業者において、以下に示す作業を実施していただく必要があります。

システム事業者へ実施していただく作業内容

- システムの改修・動作確認
- システム事業者にご連絡し、見積りをご依頼ください。その際に以下をお伝えください。

見積り時にシステム事業者へお伝えいただく内容

- 導入を希望する時期※2
(できるだけ早く など)

見積り提示に当たって、システム事業者から各医療機関・薬局に対して確認が発生する可能性があります。代表的なものは下記のとおりです。

システム事業者からの確認事項(例)

- オンライン請求回線の導入有無・回線種別等

2

発注

▶ システム事業者へ依頼

- 提示された見積りをご確認の上、システム事業者への発注をお願いします。

発注タイミングについての留意事項

- 実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、システム事業者とよくご相談ください。
- システム事業者においては、発注から運用開始まで約1か月程度掛かる場合があります。

※1 システム事業者へ求めるオプション内容(立会い要望など)などで導入時の費用が発生しますので、導入時に必要とされる対応内容について、システム事業者とご相談ください。

※2 電子処方箋、訪問診療等のほかのオンライン資格確認関連施策と同時期に作業を行うことで、作業負担が軽減できる場合がございますので、システム事業者とご相談ください。なお、導入の希望時期をお伝えいただいた場合にも、希望時期にご実施いただけない可能性もございますので、併せてシステム事業者にご確認ください。

3 パッケージソフト適用/設定変更

▶ システム事業者に依頼

- パッケージソフト適用/設定変更作業に当たり、システム事業者の現地作業が発生し、立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステム事業者へご確認ください※。

パッケージソフト適用/設定変更についての留意事項

- ・ 医療保険のオンライン資格確認に対応済みのシステムであれば、パッケージソフトの適用や設定変更は、軽微な対応で済む場合があります。
- ・ 既に医療保険のオンライン資格確認で利用している機器（顔認証付きカードリーダー等）は、医療扶助におけるオンライン資格確認においても活用することが可能なため、新たな機器の調達・設定変更等の作業は不要です。
- ・ パッケージソフトの適用/設定変更作業の実施方法は、システム事業者によって対応が異なるため、システム事業者と相談の上、実施方法を決定してください。
- ・ パッケージソフト適用/設定変更を、システム事業者がリモート対応する場合、医療機関・薬局が自らで対応する場合には、実施に係るコストを削減できる場合があります。

※ 実施方法には、システム事業者がリモートでパッケージソフトを適用/設定変更する、医療機関・薬局が自らパッケージソフトを適用/設定変更する、システム事業者がCD媒体を持ち込むなどがありますので、実際に実施するに当たってはシステム事業者とご相談ください。

1

運用テスト

▶ システム事業者に依頼

- 全ての導入作業完了後、正常にシステムが動作するかを確認する「運用テスト」をシステム事業者が行います。立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステム事業者へご確認ください※。

運用テストについての留意事項

- 運用テストの実施方法は、システム事業者によって対応が異なるため、システム事業者と相談の上、実施方法を決定してください。
- 医療機関・薬局が自ら運用テストを実施する場合は、実施に係るコストを削減できる場合があります。

2

受付業務等の変更点の確認

▶ 各医療機関・薬局で対応

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入を踏まえた受付業務等の変更点の確認を行ってください。

医療扶助のオンライン資格確認は、医療保険におけるオンライン資格確認を踏まえたものであり、追加で変更となる点は「委託先情報の一括取得」と想定しています。

画面表示の内容が一部異なる場合（未委託医療機関における表示等）がございますので、業務開始前に一度ご確認ください。

- 医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載している運用マニュアルで導入後の受付業務等の流れをご確認ください。

システム事業者から操作マニュアル等の提供がある場合にはそちらもご参照ください。

※ 実施方法には、システム事業者がリモートで運用テストを実施する、医療機関・薬局が自ら運用テストを実施する、システム事業者が立会い運用テストを実施するなどがありますので、実際に実施するに当たってはシステム事業者とご相談ください。

1

必要書類の受領/準備 (領収書等)

▶ システム事業者から受領

- システム事業者から補助金申請に必要な書類を受領してください。

必要提出書類

- 領収書（写） ※医療扶助のオンライン資格確認の導入経費以外の経費がある場合は、内訳書を提出いただく必要があります。
- 医療扶助のオンライン資格確認の導入事業完了報告書

2

補助金申請

システム改修等完了後

▶ 各医療機関・薬局で対応

- 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る補助金申請を行ってください。
- 補助金の申請受付期間は医療機関等向け総合ポータルサイトでお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。

※なお、申請に当たっては、システム改修等の完了等が要件となります。



- 補助金申請に当たっての提出様式、申請受付フォーム、よくあるお問い合わせ（Q&A）は、以下医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top

（参考）運用開始までのスケジュール※

	令和4年度			令和5年度				令和6年度		
	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12
マイルストーン					医療扶助のオンライン資格確認の運用開始▼ 医療扶助のオンライン資格確認の検証運用開始▼ 医療扶助の初回ひも付け開始▼ 医療機関・薬局向け運用テスト開始▼ 訪問診療等オンライン資格確認の運用テスト開始▼ 電子処方箋の運用テスト開始▼ (10月リリース追加機能分) 40歳未満の事業者健診情報の活用に向けたシステムの導入の運用開始▼ 第4期特定健診・特定保健指導の見直しの運用開始▼			▼薬剤情報等閲覧開始 ▼訪問診療等オンライン資格確認の運用開始 ▼電子処方箋の運用テスト開始 (3月リリース追加機能分)		
医療機関・ 薬局向け システムベンダ			説明会	パッケージソフトの改修						
				準備作業	医療機関・薬局への導入支援					
医療機関・薬局				利用開始に向けたベンダとの相談・調整、契約締結		環境設定 パッケージソフトの適用 運用に向けた準備 運用テスト (オンライン資格確認、薬剤情報等)		<凡例> ▼ 医療扶助のオンライン資格確認 ▼ 訪問診療等オンライン資格確認 ▼ 電子処方箋 ▼ 40歳未満の事業者健診情報の活用に向けたシステムの導入 ▼ 第4期特定健診・特定保健指導の見直し 医療機関・薬局向けシステムベンダの実施スケジュール 医療機関・薬局の実施スケジュール		

※ 記載しているスケジュールは目安であり、システム事業者ごとにスケジュールは異なります。また、運用開始（令和6年3月）後、医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療機関・薬局では紙の医療券/調剤券による運用となります。

(参考) Q&A

Question

運用開始時期はいつですか。

医療扶助と医療保険を併用している被保護者の資格確認を行った場合にはどのように表示されますか。

要否意見書は、引き続き紙媒体での運用になりますか。

医療扶助のオンライン資格確認の本格運用開始後でも、紙の医療券/調剤券が発行されるようなケースはありますか。

医療扶助のオンライン資格確認は、訪問診療、訪問看護、オンライン診療での運用を予定していますか。

医療機関・薬局への医療扶助オンライン資格確認の導入に対する財政支援は、今後も継続するのか。

Answer

令和6年3月に運用開始済みです。

マイナンバーカードでの資格確認を行った場合には、医療保険と医療扶助の両方の資格が表示されます。ただし、保険者や福祉事務所で資格情報の登録が正しく実施されていない場合は、資格が表示されない場合があります。

要否意見書についてはこれまでどおり、紙媒体での運用をお願いします。

被保護者がマイナンバーカードを保有していない場合や、医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療機関・薬局を受診等する場合等においては、紙の医療券/調剤券が発行されます。

訪問診療、訪問看護、オンライン診療は、医療扶助のオンライン資格確認に今後対応する予定です。

医療機関等ごとに導入の進捗に差が生じることも想定されるため、申請期限内の導入が間に合わない医療機関等に対し財政支援を行うべく、今後、調整等を進めていく予定です。

お問い合わせ

- 医療扶助におけるオンライン資格確認に係るご不明点への対応については、以下の3つの方法（FAQ・お問い合わせフォーム・電話）で問い合わせに対応しています。

FAQページ



24時間
対応

- **概要**
FAQは、医療扶助におけるオンライン資格確認や薬剤情報等に関する**よくある質問とその対応方法**を記載しています。
- **操作手順**
医療機関等向け総合ポータルサイトからFAQのページへアクセスしてください。カテゴリーごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。



アクセスは[こちら](#)

お問い合わせフォーム



- **概要**
お問い合わせフォームは、医療扶助におけるオンライン資格確認や薬剤情報等閲覧について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者からの回答までに日数を要する場合があります。
- **操作手順**
医療機関等向け総合ポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者からの回答がメールで届きます。



アクセスは[こちら](#)

電話



- **概要**
コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。ただし、窓口の混雑時や営業時間外はお問い合わせフォームをご活用ください。
- **営業時間**: 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号**: 0800-080-4583（通話無料）